六十三　銀行代理業者名　森下　久與
主たる営業所又は事務所の所在地　愛媛県南宇和郡愛南町正木千四百七十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

六十四　銀行代理業者名　岡林　治子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県高岡郡越知町片岡千二百四番地七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

六十五　銀行代理業者名　角井眞知子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県香美市香北町五百蔵九百九十三番地七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年五月一日

六十六　許可番号　関東財務局長（銀代）第百六十六号
銀行代理業者名　石井　幸子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市真島町真島千四百四十八番地十一
許可年月日　平成二十三年十一月二十一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年五月二十九日

六十七　銀行代理業者名　木村　博子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道磯谷郡蘭越町字湯里四百十五番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

六十八　銀行代理業者名　福田ひろみ
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道函館市釜谷町四十三番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

六十九　銀行代理業者名　潮崎　盛隆
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県西諸県郡高原町大字広原二千九十五番地四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年五月一日

七十　銀行代理業者名　岩谷　弘子
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎六十九番地十八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

七十一　銀行代理業者名　今宮愼一郎
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県いわき市好間町下好間字鬼越十一番地の一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月八日

七十二　銀行代理業者名　石原　利明
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県赤穂市鷆和六百十四番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

七十三　銀行代理業者名　岡田　郁穂
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県赤穂市新田千二百番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

七十四　銀行代理業者名　三島　弘毅
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県姫路市夢前町置本四百二番地十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

七十五　許可番号　東海財務局長（銀代）第二号
銀行代理業者名　花井　貞宏
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県刈谷市高倉町二丁目七百一番地
許可年月日　平成二十年十一月二十一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

七十六　銀行代理業者名　長谷川桂子
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県弘前市大字十腰内字野中二百九十六番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月八日

○厚生労働省告示第四百十四号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率